

雫石川 ②

1 漁業権番号	内共第22号（雫石川）						
2 漁場の区域	盛岡市JR東北本線雫石川鉄橋上流端の線から上流の雫石川本流及びその支流の区域（柳沢林道交差点から上流の諸葛川本流及びその支流並びに葛根田第二発電所えん堤から上流の葛根田川本流及びその支流の区域を除く。）						
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間		
		あゆ	友釣り どぶ釣りがら掛け	鹿妻穴口頭首工水門から下流の雫石川本支流の免許区域	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間		
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで		
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで		
		いwana	〃	〃	3月1日から9月30日まで		
		うなぎ	置釣り 筒	〃	1月1日から12月31日まで		
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	〃		
		こい	〃	〃	〃		
		ふな	〃	〃	〃		
		かじか	餌釣り	〃	6月1日から9月30日まで		
	ア がら掛けによるあゆの採捕は、解禁の日から7月31日までの期間は、午前5時から午前7時までとし、2尾以内とする。						
	イ 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。						
	(2) 区域の制限	区域			禁止期間		
		盛岡市上太田穴口鹿妻穴口頭首工水門の上流100メートルの地点から同水門の下流50メートルの地点までの雫石川本流の区域			1月1日から12月31日まで		
(3) 漁具・漁法の制限	あゆの餌釣りは、禁止する。						
(4) 全長の制限	名称		禁止に係る全長				
	やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下				
	さくらます		20センチメートル以下				
	いwana		13センチメートル以下				
	うなぎ		30センチメートル以下				
	うぐい		10センチメートル以下				
	こい		〃				
	ふな		〃				
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣りがら掛け	円 1,200	円 6,100	組合事務所及び指定販売所
			やまめ さくらます いwana うぐい こい ふな	餌釣り 擬餌釣り			
			うなぎ	置釣り 筒			
			かじか	餌釣り			
		雑魚	やまめ さくらます いwana うぐい こい ふな	餌釣り 擬餌釣り	700	4,000	
			うなぎ	置釣り 筒			
			かじか	餌釣り			

遊漁券販売所	<p>ア 幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び特別遊漁承認証の発行を受けた75歳以上の者は、無料とする。</p> <p>イ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び特別遊漁承認証の発行を受けた75歳以上の者を除き、全魚種の場合にあつては800円を、雑魚の場合にあつては300円を加算した額とする。</p>					
	名 称		電 話 番 号		電 話 番 号	
	岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。					
(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り がら掛け	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所 TEL 019-623 -8712
		やまめ さくらま す いwana うぐ い こい ふな	餌釣り 擬餌釣り			
		うなぎ	置釣り 筒			
		かじか	餌釣り			
		雑魚	やまめ さくらま す いwana うぐ い こい ふな	餌釣り 擬餌釣り	15,700	
	うなぎ		置釣り 筒			
	かじか		餌釣り			
	5 遊漁に際し守 るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。</p>				